

男女平等に関する国内の動向や取り組み

1 女性の活躍推進等について

(1) 年表でみる取り組み

	主だった動き・法律の整備等
平成 26 年(2014 年)	・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置
平成 27 年(2015 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定
平成 28 年(2016 年)	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」の策定 ・「東京都女性活躍推進白書」の策定
平成 29 年(2017 年)	・「育児・介護休業法」の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
平成 30 年(2018 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
令和元年(2019 年)	・女性活躍推進法の改正
令和 4 年 (2022 年)	・女性活躍推進法の改正 ・「東京都女性活躍推進計画」の改定
令和 6 年 (2024 年)	・「育児・介護休業法」の改正
令和 7 年 (2025 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍法）の期限を10 年間延長（令和18 年3月31 日まで）
令和 7 年 (2025 年)	独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和 8 年 4 月 1 日設立）

(2) それぞれの取り組みの詳細

※裏面をご覧ください。

①女性の活躍推進に向けた取り組み

・女性活躍法の期限延長

職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けること等の措置を講ずる。

- ② 独立法人男女共同参画機構法（整備法）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）（令和8年4月1日設立）

「基本法の施行から25年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。こうした現状を鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を新設する。

また、機構に「ナショナルオブセンターズ」として機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しする。」（「機構法制定の趣旨」より抜粋）

- ・令和7年度版こども白書抜粋「我が国におけるこどもをめぐる状況
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法概要
- ・孤独・孤立対策推進法の概要
- ・葛飾区の世帯と人口（令和7年10月1日現在）
- ・DV相談+（プラス）

（令和7年11月審議会資料）

抜粋版

令和 6 年度

我が国におけるこどもをめぐる状況及び
政府が講じたこども施策の実施状況

(令和 7 年版こども白書)

<概要>

第 217 回国会（常会）提出

第2部 我が国におけるこどもをめぐる状況

こどもをめぐる状況

- 我が国におけるこどもをめぐる状況として、こども大綱に掲げた指標等から、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を各統計等により概説。

出生

- 2023年の出生数は72万7,288人（統計開始以来、最少）となり、合計特殊出生率は1.20（過去最低）。

結婚・離婚

- 2023年の婚姻件数は47万4,741組、離婚件数は18万3,814組。

妊娠・出産

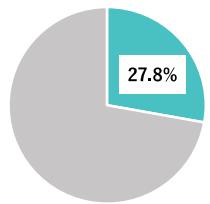
- 2021年の夫婦の完結出生児数は1,90。

子育て

- 「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合は約3割。
- 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は3割弱。



「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合



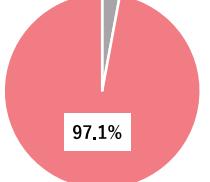
雇用・労働

- 若者の非正規雇用割合は、2024年の男性の15～24歳で51.0%、25～34歳で14.8%、女性は15～24歳で56.9%、25～34歳で30.6%。
- 週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、40歳代が他の年代と比べて最も高い。

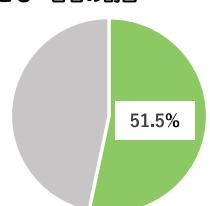
成育環境

- 安心できる場所があると思うこども・若者や、「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合は、いずれも9割超。
- 半数以上の者が、「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思っている。
- 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者は約半数。
- 国民生活基礎調査（2022年）に基づく、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い。

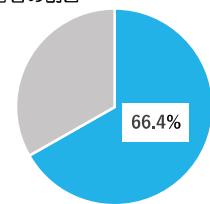
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合



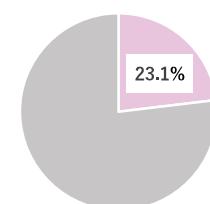
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合



「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合



「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合



安心・安全

- 2023年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、22万5,509件と依然として多い。（注）2025年3月25日時点で公表しているデータ。
- 小・中学校における不登校児童生徒数や、学校におけるいじめの重大事態の発生件数は、2023年度に過去最多。

自己認識

- 子どもの半数以上が、「生活に満足している」と感じ、「自分の将来について明るい希望がある」と考えている。

社会認識

- 「自国の将来は明るい」と思う我が国のことども・若者の割合は約2割。
- 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は2割弱。

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者の迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

葛飾区の世帯と人口

令和7年10月1日現在

世帯数

	世帯数
日本人のみの世帯	234,515 世帯
外国人のみの世帯	18,480 世帯
日本人と外国人の混合世帯	3,931 世帯
計	256,926 世帯

人口

	人口
日本人	男 219,272 人
	女 221,461 人
	計 440,733 人
外国人	男 16,175 人
	女 15,800 人
	計 31,975 人
総合計	男 235,447 人
	女 237,261 人
	計 472,708 人

戸籍住民課 管理係

年齢別人口構成

令和 7年 10月 1日現在

年齢区分	性別	日本人人口	外国人人口	合計	合計人口比率
14歳以下	男	23,781	1,842	25,623	5.42%
	女	22,564	1,660	24,224	5.12%
	計	46,345	3,502	49,847	10.54%
15歳から 64歳まで	男	146,246	13,739	159,985	33.84%
	女	136,305	13,243	149,548	31.64%
	計	282,551	26,982	309,533	65.48%
65歳以上	男	49,245	594	49,839	10.54%
	女	62,592	897	63,489	13.43%
	計	111,837	1,491	113,328	23.97%
総数	男	219,272	16,175	235,447	49.81%
	女	221,461	15,800	237,261	50.19%
	計	440,733	31,975	472,708	100.00%
(70歳以上)	男	37,578	354	37,932	8.02%
	女	51,340	546	51,886	10.98%
	計	88,918	900	89,818	19.00%
(75歳以上)	男	26,194	182	26,376	5.58%
	女	39,901	308	40,209	8.51%
	計	66,095	490	66,585	14.09%
(90歳～ 99歳)	男	2,350	10	2,360	0.50%
	女	6,180	25	6,205	1.31%
	計	8,530	35	8,565	1.81%
※上記内数 (99歳)	男	28	0	28	0.01%
	女	140	1	141	0.03%
	計	168	1	169	0.04%
(100歳以上)	男	32	0	32	0.01%
	女	189	1	190	0.04%
	計	221	1	222	0.05%

参考 15歳以下日本人

49,843 人

2-1. 前月との比較

令和7年10月1日現在

	世帯数				人口						総計
					日本人住民			外国人住民			
	日本人	外国人	複数国籍	計	男	女	計	男	女	計	
合 計	234,515	18,480	3,931	256,926	219,272	221,481	440,733	16,175	15,800	31,975	472,708
前 月 と の 増 減	68	256	11	335	-41	8	-33	205	118	323	290

2-2. 前年同月との比較

	世帯数				人口						総計
					日本人住民			外国人住民			
	日本人	外国人	複数国籍	計	男	女	計	男	女	計	
前 年 同 月 数	232,542	16,075	3,844	252,461	219,407	221,499	440,906	14,418	14,430	28,848	469,754
前 年 同 月 と の 増 減	1,973	2,405	87	4,465	-135	-38	-173	1,757	1,370	3,127	2,954
対 前 年 同 月 比	100.85%	114.96%	102.26%	101.77%	99.94%	99.98%	99.96%	112.19%	109.49%	110.84%	100.63%

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聞く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聞く。）（努力義務）

5. 基本的施策

① 【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

② 【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③ 【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④ 【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤ 【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥ 【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することができないようにするための施策

⑦ 【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧ 【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

DV相談+

電話 **24時間受付**
チャット相談 **12:00~22:00**
プラス相談箱 **24時間受付**



電話

24時間受付

つなぐはやく
0120-279-889



チャット

受付 12:00~22:00

チャットはこちら

プラス相談箱
24時間受付

プラス相談箱はこちら



DVのお悩み、 ひとりで抱えていませんか？

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が一緒に考えます。

「これってDVかな？」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの？」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

専門の相談員が対応

365日相談対応

24時間電話対応

10か国語対応（チャット）

男性の相談にも対応（毎週日曜15~21時は、専用回線で受け付けます。）

*くわしいお話をお聞きした上で、相談員が必要だと判断した場合は、面接、同行支援などの直接支援、安全な居場所の提供を実施します

なお、「DV相談ナビ」(#8008 (はれれば)) でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

※今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の場合は、110番に通報してください。

「ご利用にあたっての注意事項」、「個人情報の取扱いに係る利用目的」をご確認の上ご相談ください。

DV相談プラスの個人情報の取扱いに係る利用目的

DV相談プラスでは、「配偶者からの暴力に対応するためのDV相談事業」の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱いはいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

<個人情報の主な取得方法、外部委託している主な業務及び第三者提供について>

個人情報の主な取得方法

DV相談プラスは以下のような方法により個人情報を取得する場合があります。

- ・相談者からFax送信、メール送信や電話での口頭で提供を受ける場合
- ・相談者にご記入・ご提出していただいた書類等により提供を受ける場合

外部に委託している主な業務

DV相談プラスでは、外部の業者に相談システムの保守・管理（データの管理を含む）を委託しています。

委託先に対しては、個人情報を取得する際の承諾に基づく管理を守るよう適切な契約や指導・管理を行います。

第三者提供について

DV相談プラスでは、今後のDV対策の施策の充実に活かすことを目的として、寄せられた相談事例について定量的な分析を行うため、外部の事業者（国が委託した国内事業者に限る。）に取得した個人情報を提供することができます。提供先の事業者には、利用目的等を制限し、漏えい等のないよう適切な管理を求めます。

Purpose of use of personal information by DV Consultation Plus

DV Consultation Plus will use personal information only to the extent necessary to achieve the business content and purpose of use of the "DV Consultation Service to Respond to Spousal Violence" and will not use it beyond that scope. However, if the purpose of use of specific personal information is separately limited based on laws and regulations, etc., we will not use it for any other purpose.

<Main methods of acquiring personal information, main tasks outsourced, and provision to third parties>

Main methods of acquiring personal information

DV Consultation Plus may acquire personal information in the following ways.

- ・When provided by the person seeking advice via telephone, email, chat, or fax
- ・When provided through documents filled out and submitted by the person seeking advice

Main tasks outsourced

DV Consultation Plus outsources the maintenance and management of its consultation system (including data management) to external businesses.

We provide appropriate contracts and guidance/management to outsourcees to ensure that they adhere to the management of personal information based on the consent given when it was acquired.

Provision to third parties

DV Consultation Plus may provide personal information acquired to external businesses (limited to domestic businesses commissioned by the government) in order to conduct quantitative analysis of consultation cases received with the aim of

utilizing the information to improve future DV countermeasures. We ask the businesses to whom the information is provided to limit the purpose of use, etc., and to manage the information appropriately to prevent leaks, etc.

[戻る](#)

[ご利用にあたっての注意事項 \(Notes On Use\)](#) | [個人情報保護方針 \(Privacy Policy\)](#) | [お問い合わせ](#)

一般社団法人 社会的包摶サポートセンター
©2020 soudanplus.jp